

# 第4章 計画の推進

## I 計画の推進

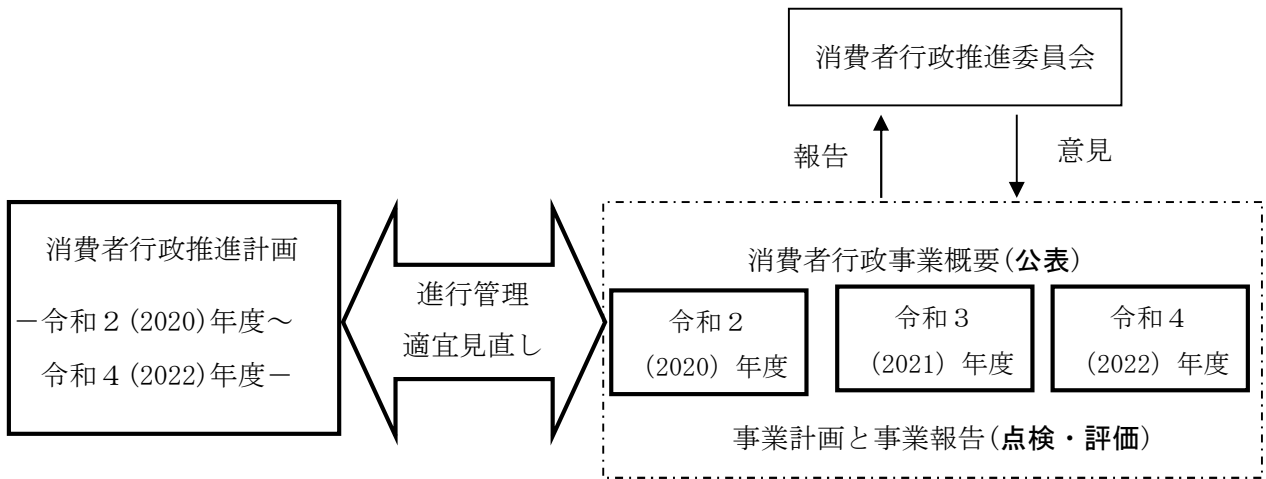
計画の推進にあたっては、総合的かつ円滑な施行を確保するため、関係局と連携し推進体制を強化する必要があります。そのため庁内の消費者行政関連部署で組織する「川崎市消費者行政連絡調整会議」において、総合的な調整及び推進を図ります。

【※施策体系図は34ページに掲載】

## II 計画の点検・評価・公表

計画に位置付けられた事業が予定どおり実施されているかどうかを点検し、その事業の成果・効果について評価し、その結果を今後の事業の取組に活かしていくことが重要となります。本計画においては、「消費者行政事業概要」を毎年度作成し、当該年度の事業計画を掲載することで計画の進行管理を行うとともに、前年度の事業実施状況やその実績を評価し公表します。それにより、計画期間中に見直すべき必要が生じたときは適宜見直しを行い、効果的な事業計画の推進を図ります。

また、作成した「消費者行政事業概要」は、市長の附属機関である「川崎市消費者行政推進委員会」に報告し意見を求めます。



### III 施策体系図

